

京都府児童ポルノの規制に関する条例（仮称）（案）に対する意見募集結果

項目	意見の要旨	府の考え方
条例制定の必要性	児童ポルノの製造・流通は法で既に禁止されており、条例で新たに「物」の取得・所持を規制するのではなく、製造や提供をしている人の「行為」をより厳しく取り締まるべき。	平成11年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（以下「児童ポルノ規制法」といいます。）が施行され、児童ポルノの頒布・販売やそれらを目的とする所持・製造等が禁止されるなど、国において厳しく取締りが行われているところですが、児童ポルノによる犯罪は全国でも京都府でも増加傾向にあります。需要があるから供給が生まれるとすれば、児童ポルノの製造・提供の誘因を断つ必要があり、現在児童ポルノ規制法において規制されていない取得・取得についても条例で規制することにより、児童ポルノの流通・拡散を防ぎ、児童の人権を守るための条例を制定することとしたところですので、御理解をお願いします。
法改正の動向	現在、国会において児童ポルノ規制法の改正について議論されているところであり、それを待ってから改めて条例を考えるべき。	御意見頂きましたとおり、現在、国におきまして児童ポルノ規制法の改正について議論されているところですが、未だ検討段階にあります。しかしながら、児童ポルノに描写され、それらがインターネット等において流通することにより、現に心身に有害な影響を受けている児童が存在することから、京都府といたしましては、条例を制定・施行することにより児童ポルノによる被害児童の救済を図ろうとするものですので、御理解をお願いします。
発生件数等	「全国で児童ポルノ事犯が増加傾向にある」とあるが、統計を見れば減少傾向にあるのではないか。	警察庁によると、児童ポルノによる犯罪は全国で増加傾向にあり、送致件数は平成22年で1,342件、前年に比べ407件の増加、被害児童についても平成22年で618名、前年に比べ213名増加している状況にあります。また、京都府におきましても全国と同様、増加傾向にあり、送致件数は平成22年で84件、前年に比べ31件の増加、被害児童についても平成22年で35名、前年に比べ5名増加している状況にあります。
児童ポルノの定義	規制対象としての児童ポルノの定義を明確かつ限定的なものにすべきである。	本条例におきましては、現行の法律で製造、販売等を禁止している児童ポルノについて、その所持を禁止しようとするものです。そのうち、廃棄命令の対象とするものは、児童ポルノのうち性的虐待の程度が高い、性交又は性交類似行為、他人が児童の性器等を触る行為等、また、衣服の全部を着けないものや性器若しくは肛門を描写したものに限定して所持を規制することとしています。また、直接罰則を科すケースにつきましては、13歳未満の児童ポルノ（性交又は性交類似行為、他人が児童の性器を触る行為等に限る。）に限定し、単なる所持ではなく有償取得した場合のみとするなど、規制の対象となる児童ポルノの定義を明確かつ限定的なものとするとしています。
漫画、アニメ等への規制	漫画やアニメ等の創造物は、実在しない児童に係るものであり、規制の対象となる児童ポルノに含めるべきではない。	条例で規制の対象となる「児童ポルノ」は、児童ポルノ規制法第2条に定義された「児童ポルノ」と同義としており、実在の児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものとしております。したがって、実在しない児童の姿態を描いた漫画やアニメ等の創造物は児童ポルノに当たらず、本条例による規制の対象外とするものです。
留意すべき事項	冤罪を防止するためにも、「学術研究等に関する国民の権利等を不当に侵害しないよう留意すること。」など、適用上の注意を条例に明文化すべき。	本条例におきましては、条例の執行に当たる機関や職員に対し、その濫用を厳しく戒め、その目的を逸脱し、憲法に保障されている言論、思想、表現、営業等の自由と権利を不当に制限することのないよう、また、児童ポルノの取得や所持を規制するために行われる捜査や調査によって個人の私生活の自由が不当に侵害されることがないように、特に留意する事項として条例に明記することとします。

<p>「正当な理由」について</p>	<p>児童ポルノの所持等の禁止の対象外とされている「正当な理由」とは具体的にはどのような場合か。例えば恋人同士や婚約者同士が記念写真として所持する場合も正当な理由に含まれるのか。</p>	<p>児童ポルノに該当するものを、学術研究、医療行為、犯罪捜査、弁護士活動等の正当な業務のために取得・所持する場合や、幼児期の記録として本人や家族が所持する場合等、取得・所持をすることに正当な理由がある場合をいいます。また、恋人同士や婚約者間で記念写真として所持する場合につきましても、現行の児童ポルノ規制法と同様に、経緯や理由を考察し、所持が社会的に見て相当と認められる場合には、規制の対象とならない場合もあり得るものと考えております。</p>
<p>単純所持規制</p>	<p>単純所持まで規制することは、児童虐待に対する効果も見込めず、表現の自由など、憲法違反にならないのか。</p>	<p>現に児童ポルノによる被害を受けている児童が京都府内にも存在していることから、現在、法規制のない取得・所持についても条例で規制を行う必要があると判断したところです。なお、今回のパブリックコメント案でお示しした条例骨子案につきましては、憲法、刑法、人権、児童福祉等の学識経験者や弁護士、また報道関係者や教育関係者の皆様に参画頂き、昨年9月に設置しました「児童ポルノ規制条例検討会議」において、憲法や法律との関係も含め、法的な課題等について多面的に議論頂いた結果に基づき条例を作成するものであります。なお、憲法に保障されている言論、思想、表現等、個人の私生活上の自由が不当に侵害されることのないよう、条例の適用に当たりましては、本来の目的を逸脱して他の目的のために濫用するようなことがあってはならない旨を条例に明記することとします。</p>
<p>過去の行為に対する不遡罪</p>	<p>過去に取得したものを処罰対象とするのは、刑罰法規不遡及の原則に反するものと思われる。</p>	<p>直罰の対象となる児童ポルノを「取得」した場合は、条例の施行前に行われた行為をこの条例で罰することができないため、条例の施行日以降に「取得」した場合のみが条例の規制の対象となります。一方で、廃棄命令の対象となる児童ポルノを「所持」している場合は、条例施行日から「所持」が禁止されることになり、以前に取得したものであっても、条例施行日以降も「所持」を続けていた場合は「廃棄命令」の対象となるため、現在児童ポルノを持っている方は、条例が施行される日までに自ら廃棄する必要があります。</p>
<p>廃棄命令</p>	<p>廃棄命令は、内容と手続きが明確でない上、誤った制裁や濫用の可能性があるため、導入すべきではない。また、廃棄命令に伴う立入調査についても警察の捜査権拡大に繋がる可能性が高く、別件逮捕や冤罪の危険性もあることから実施すべきではない。</p>	<p>廃棄命令につきましては、児童ポルノが現存することによって、被写体となった児童が永続的に精神的苦痛を感じ、将来にわたって生活に支障を来すことがないよう、児童ポルノのうち、性的虐待の程度が高いと認められるものを所持する者に対して行うこととしております。廃棄命令は、立入調査等によって十分な確証を得て行うこととしておりますが、立入調査の実施に際しては、プライバシー性の高い個人宅への訪問も想定されることから慎重な取扱いが必要であるため、被害児童やその家族から通報があった場合など、所持が明らかな場合に限定して行うとともに、関係者の同意が得られた場合にのみ行うなど、慎重に取り扱うこととしております。なお、立入調査は府職員が行うこととし、警察の捜査目的で行うものではないことを条文に規定するとともに、廃棄命令を行おうとするときは必ず聴聞を行わなければならない旨を条文に規定し、児童ポルノの所持が疑われる者に対して十分に反論の機会を与えるなど、適正な手続きを保障することとします。</p>

<p>廃棄の方法・確認等</p>	<p>廃棄について、紙の雑誌や書籍については比較的容易に出来るが、電子的媒体や保存されたデータについてはどのように処理すればよいか。</p>	<p>廃棄命令を行った際の廃棄等につきましては、原則、児童ポルノを所持する者本人の同意を得て、本人立ち会いの下で京都府が廃棄等を実施することとします。データについての具体的な廃棄方法ですが、ビデオテープ等のアナログ媒体、またDVDやパソコン等のデジタル媒体については焼却・粉砕等による完全廃棄又は児童ポルノ・児童ポルノ記録に該当する箇所の一部加工・消去を考慮しており、また、外部サーバに保管されたデータについてはデータの完全消去又は児童ポルノ記録に該当する箇所のみデータ加工等を考慮しております。なお、データ消去実施に当たりましては、単なる削除だけではデータが復元する可能性もあるため、専用のソフトウェアによる上書消去を考慮しております。</p>
<p>廃棄命令の対象児童年齢</p>	<p>廃棄命令の対象となる児童の年齢を18歳未満とした場合、年齢の区別が難しく冤罪が発生する恐れもあるため、年齢を13歳未満に引き下げるべき。</p>	<p>13歳未満の児童ポルノの有償取得につきましては、より違法性の高いものとして直接罰則を科すこととしますが、それ以外の児童ポルノについても、これらの児童に係る画像がインターネットに掲載されること等により心身に有害な影響を受けていることから、13歳未満の児童ポルノと同様に規制が必要であることから廃棄命令の対象とするものです。なお、年齢の区別につきましては、現行の児童ポルノ規制法において、小児科等の専門医師による児童性の鑑定を経て児童ポルノであるかどうか判定しているところであり、本条例においても同様の取り扱いを行うこととします。</p>
<p>警察から行政への情報提供等</p>	<p>府警や他県警からの情報提供に基づく立入調査はありえるか。逆に立入調査で得られた情報を府警や他県警に提供することはあり得るか。</p>	<p>立入調査を行うケースとしてましては、児童ポルノ所持が明らかである場合に行うこととしており、児童ポルノ規制法に係る警察の捜査課程において、廃棄命令の対象となる児童ポルノが発見され、個人情報保護の観点からしかるべき措置が講じられた上で、京都府警から京都府に対し情報提供があった場合について行うことも想定しているところです。なお、立入調査は、関係者の同意が得られた場合にのみ府職員が行うものであり、警察の捜査目的で行うものではありません。</p>
<p>府外への影響</p>	<p>他府県在住者であっても、旅行等で京都府に一時的に滞在した場合や電車等で一時的に通過した場合でも廃棄命令や廃棄命令に係る立入調査を受けたり、京都府警に逮捕される可能性もあることから、一都道府県の条例制定の範囲を逸脱していると思われる。</p>	<p>本条例において廃棄命令や処罰の対象となるのは、京都府外在住者を含め、児童ポルノに係る行為地が京都府内であると認められる者に限ることから、京都府の条例制定の範囲を逸脱するものではないと考えております。インターネット上のデータにつきましても、京都府内においてそのデータを保管（支配）していることが立証されれば規制の対象となり得ます。なお、廃棄命令に係る立入調査につきましては、被害児童やその家族から通報があった場合など、所持が明らかな場合に限定して行うとともに、関係者の同意が得られた場合にのみ実施し、十分な確証を得た上で廃棄命令を行うなど、慎重に取り扱うこととしておりますので、御理解をお願いします。</p>
<p>努力義務の定義</p>	<p>努力義務にある「児童ポルノ以外のものであっても、児童に対するわいせつ行為がうつっている物」とは具体的に何をさしているのか。（漫画やアニメ等の創造物も含まれているのか。） 児童ポルノの規制に関する条例でありながら、努力義務において、児童ポルノ以外のものについても言及しているのは矛盾しているのではないか。</p>	<p>児童ポルノ以外のものであっても、児童に対する性的虐待の防止という観点から、例えば、衣服を着ている児童の顔や体に精液をかける行為が写った画像など、児童に対するわいせつ行為が写っている画像等についても、児童の権利を侵害するものとして所持・保管等しないよう、努力義務を課すものです。なお、本条例は児童の権利を擁護することを目的に制定することから、実在の児童に限定することとし、漫画やアニメ等の創造物につきましては、努力義務の対象からも除外することとします。</p>

<p>規制よりも被害児童に対する支援や虐待されない環境づくりを</p>	<p>京都府は、児童ポルノ対策として、新たな刑罰規制を行うよりも、児童ポルノが人権被害であることの教育・啓発や被害児童等に対するケアに力を注ぐべきである。</p> <p>児童の権利の保護や青少年の健全な育成を目的とするのであれば、「虐待されない環境づくり」こそが最優先ではないか。</p>	<p>児童ポルノによる被害を受けている児童を救済するためには被害児童のケアが重要であると考えており、関係機関とも検討・協議の上、京都府家庭支援総合センター（児童相談所）を中心とした、学校や警察、民間支援団体等との連携を強化するためのネットワークを構築し、被害児童及びその保護者に対して個々のケースに応じたきめ細やかな支援を行っていくこととします。また、児童ポルノは本来全国的に取り組まなければならないべき問題であり、法律や条例での解決には限界がありますが、児童ポルノの製造・提供の誘因を断つためには、条例で出来る範囲で規制しようとするものですので、御理解をお願いします。</p>
<p>性の自己決定</p>	<p>性的興味が生み出すのは自然であり、性の自己決定権も尊重しながらそれを正しい方向に支え導くのが大人であるが、行政の規制による性からの隔離や忌避が逆に性の無知や児童の被害に拍車をかけているのではないか。</p>	<p>御意見頂きましたとおり、性的興味を持つことは自然なことであり、家庭や教育における性教育等により大人が正しい方向に導く必要があると考えますが、一方で、性的搾取や性的虐待を受けることにより、人格の調和のとれた発達や愛情・理解のある雰囲気の中で成長するといった児童の権利を侵害する恐れがあります。そもそも児童ポルノは性的搾取や性的虐待により児童の権利を侵害するものであり、性的興味を正しい方向に導くものでは決してありません。京都府と致しましては、児童ポルノ根絶に向けた広報・啓発や児童がインターネットを適切に利用できる能力を取得するための情報リテラシー教育に取り組むとともに、条例で出来る範囲で規制しようとするものでありますので、御理解をお願いします。</p>
<p>パブリックコメント手続きについて</p>	<p>条例案の条文を明らかにした上で、十分な期間をかけて改めてパブリックコメント手続きをとるべきである。</p>	<p>今回のパブリックコメント案でお示した条例骨子案につきましては、憲法、刑法、人権、児童福祉等の学識経験者や弁護士、また報道関係者や教育関係者の皆様に参画頂き、昨年9月に設置しました「児童ポルノ規制条例検討会議」において、法的な課題等も含め多面的に議論頂いた結果として、本年3月に取りまとめられた報告書を踏まえ作成したものであり、今回お示した条例骨子案と現在作成中の条例案は同じ論点や主旨により作成したものです。今後は、今回のパブリックコメントによって府民の皆様等から頂いた意見等も十分に踏まえ条例案を改めて作成し、府議会へ提案させていただきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。</p>
<p>他府県への広報</p>	<p>他府県にも及ぶ条例なので、他府県にも徹底した広報及び告知をすべき。</p>	<p>本条例の施行に当たりましては、条例の主旨について周知・啓発を行う必要があることから、京都府内の各関係機関等に対しちらしの配布等を行うとともに、他府県の皆様に対しても京都府のホームページ等を活用し積極的に広報・周知したいと考えております。</p>
<p>条例制定の推進</p>	<p>児童ポルノの被害から子どもたちを守るという観点は何より優先されるべきと考えられ、この条例が早期に公布・施行されることを望む。</p>	<p>今回のパブリックコメントで皆様から頂いた御意見等も十分に踏まえ条例案を作成し、府議会へ提案させていただき、出来るだけ早期に公布・施行したいと考えております。</p>

上記のほか、いくつかの御意見もいただきました。今後も皆様からの御意見を参考に関係団体等とも十分な連携を図り、児童ポルノ根絶に向けた施策等に生かしていきたいと考えています。